

○矢板市在宅ねたきり老人等介護手当支給条例

平成12年3月17日

条例第8号

改正 平成17年3月25日条例第17号

平成17年9月30日条例第50号

(目的)

第1条 この条例は、在宅のねたきり老人及び認知症老人（以下「ねたきり老人等」という。）を常時介護している者（以下「介護者」という。）に対し、介護手当（以下「手当」という。）を支給することにより、老人福祉の増進を図ることを目的とする。

(平17条例50・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において「ねたきり老人等」とは、本市に住所を有する者で、介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項に規定する要介護者（以下「要介護者」という。）で、介護保険の認定結果において要介護4若しくは5の者又は要介護者で疾病により臥床の状態にあり、食事、入浴、排泄等日常生活において、常時介護を必要とする者若しくは認知症の状態にあり、日常生活において、常時介護を必要とする者で、正式な審査判定を経ないまでも、基本的には介護保険の要介護認定と同じ方法を利用して、要介護4若しくは5に相当するものと判断される者をいう。

2 この条例において「介護者」とは、本市に住所を有する者で、ねたきり老人等と原則的に同一世帯で、現にねたきり老人等の日常生活の介護をしている者（介護者が2人以上いるときは、主たる介護者とする。）をいう。

(平17条例50・一部改正)

(受給資格)

第3条 この条例の定めるところにより手当を受けることができる者は、介護者とする。

2 手当を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、その旨を市長に申請し、受給資格の認定を受けなければならない。

3 市長は、前項の申請を受けたときは、審査の結果を申請者に通知しなければならない。

(受給資格の喪失)

第4条 前条の認定を受けた者（以下「受給者」という。）が次の各号の一に該当するときは、手当の受給資格を失う。

(1) 介護者でなくなったとき。

(2) 本市に住所を有しなくなったとき。

(3) ねたきり老人等が死亡したとき。

(4) ねたきり老人等が第2条第1項の規定に該当しなくなったとき。

2 受給者は、前各号の一に該当するときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(手当の額及び支給方法)

第5条 手当の額は、ねたきり老人等1人につき月額5,000円とする。

2 手当は、受給資格の認定された日の属する月の翌月から、受給資格喪失の日の属する月まで支給する。

3 手当は、毎年4月及び10月にそれぞれ前月までの分を支給する。

(平17条例17・一部改正)

(手当の支給制限)

第6条 市長は、ねたきり老人等が次の各号の一に該当するときは、手当の支給を停止する。

- (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人福祉施設その他これに類する施設に入所したとき。
- (2) 介護保険法に規定する介護老人保健施設に入所したとき。
- (3) 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する療養型医療施設に入所したとき。
- (4) 疾病等により病院又は診療所に入院し、介護を必要としなくなったとき。

2 市長は、受給者が次の各号の一に該当するものと認めるときは、手当の全部又は一部の支給を停止することができる。

- (1) ねたきり老人等の介護を著しく怠ったとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(未支給の手当)

第7条 市長は、受給者が死亡し、又は所在不明となった場合において、その者に支給すべき手当でまだその者に支給しなかった額があるときは、当該受給者に代わってねたきり老人等と同居し、生計を維持する者に対し、その未支給の手当を支給することができる。

(手当の返還)

第8条 市長は、偽りその他の不正な行為により手当の支給を受けた者がいるときは、その者から当該支給した手当の全部又は一部を返還させることができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第9条 手当の支給を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供することができない。

(届出)

第10条 第3条の規定による受給資格の認定内容に変更があったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
(矢板市高齢者等在宅福祉支援に関する条例の廃止)
- 2 矢板市高齢者等在宅福祉支援に関する条例（昭和49年矢板市条例第1号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行前に附則第2項の規定による廃止前の矢板市高齢者等在宅福祉支援に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為で介護保険の認定結果において要介護4又は5の者は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成17年条例第17号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第50号）

この条例は、平成17年10月1日から施行する。